

三次市教育委員会告示第 号

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱の一部を改正する告示

児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱（平成25年三次市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 緊急メール事業に登録することができる保護者は、原則として1世帯につき、2人以内とする。

第5条第3項中「退会する」を「登録の取消しを申し出る」に改める。

第6条の見出し中「入退会」を「登録」に改める。

第6条第1項中「入退会」を「登録」に改め、同条第2項中「規程」を「規定」に改め、同条第3項中「退会した」を「登録の取消しを申し出た」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。